

第12回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年1月20日(月)午後3時15分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員25名

4 出席委員 24名

2番 関 憲 夫	3番 高 浦 芳 一	4番 篠 原 覚
5番 柳 井 進	6番 渡 邊 久 芝	7番 渡 邊 邦 男
8番 積 田 雅 美	9番 佐久間 政 男	10番 多 田 總一郎
11番 山 下 和 彦	12番 宮 嶋 十 郎	13番 中 川 喜一郎
14番 板 倉 保	15番 佐久間 正 夫	16番 奥 野 政 義
17番 川 島 三 夫	18番 川 名 康 夫	20番 地 引 正 和
21番 御 園 豊	22番 葛 田 吉 弥	24番 渡 邊 喜 一
25番 長谷川 重 義	26番 藤 井 幸 光	27番 榎 本 雅 司

5 欠席委員 1名

1番 山 口 忠 雄

6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長 森副参事 鈴木主幹

開 会

平成26年1月20日午後3時15分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、25名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、山口忠雄委員。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

26番、藤井幸光委員、27番、榎本雅司委員を指名いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案1ページと会議資料1ページから2ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平成26年1月6日付で提出がありました。申請内容は、〇〇〇市在住の方が農業者年金制度に基づき、経営移譲年金を継続して受給するため、農地を同一世帯の後継者へ使用貸借しようとするものです。設定しようとする権利の種類は、使用貸借権でございます。期間は10年です。木更津市農業委員会にも同じ時期に同様の申請がなされております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の2についてご説明申し上げます。

議案1ページをごらんください。本件は、平成25年12月27日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲受人は、自作地の獣害がひどく、通作も容易で、耕作上便利であることから、獣害のない申請地を買い受けしたいとのことです。譲渡人は、共有地であり、労働力不足であるとのことから申し出を受けるものです。

会議資料3ページの位置図をごらんください。場所は、
。現地は畑で、耕作されておりました。会議資料4ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地がありますが、従前から宅地の一部として使用している土地や、狭小で耕作に不向きなため管理している土地とのことです。また獣害により作付できず、管理している土地もあるとのことです。貸付地が1筆ありましたが、確認したところ、農業者年金に係るものであり、現在年金受給対象者はいないことから、台帳を整理したので貸付地はありません。農機具等につきましては、トラクター、耕うん機、ハンマー、農用車を所有しており、田植え機、コンバイン等は借用にて作業し、乾燥等はライスセンターへ委託しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で300日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。譲受人につきましては、これまでどおり、畑として野菜の作付をしていくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊と申します。1月15日の10時から行政書士の
さんと現地を確認をいたしました。現地は畑で、菜花を耕作しておりました。この畑ですけれども、3人で相続をされ、1人は
に住んでおられ、男性で80歳です。1人は
に住んでおられ、女性の方で66歳、1人は
に住んでおられ、47歳です。これは会社員でございます。2人は高齢で、1人は農家をやったことがないということで、譲受人の
さんにその話があったそうです。また譲受人の
さんのほうは、
に勤めておられ、退職をされ、現在は会社に3日間勤めておられ、4日間は家族3人で農業に従事をしておるということで、
に勤めておられたときから、現在もその畑を耕作しておるということでした。場所は、鴨川線の
○から、
のほうに100メートルぐらい入ったところの左側の畑でございます。

以上です。皆さんの審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

大方の説明は事務局と当地担当の渡邊委員から説明がございましたとおりでございます。補足いたしまして、18日朝8時に さんのほうから参りまして、義務者の3名のうちの1人が さんと同級生という間柄で、相続でいただいたものなので、遠方につくれないということとあわせて、事務局説明ございましたように、 さん自身谷津田が多いものですから、鳥獣被害に遭ってなかなか耕作が疲れたということも加味いたしまして、今回同級生からのお願いに対して買うことに至ったということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。

議案2ページと会議資料5ページから6ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平成26年1月6日付で提出がありました。申請内容は、 在住の方が農業者年金制度に基づき、経営移譲年金を継続して受給するため、農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。設定しようとする権利の種類は使用貸借権でございます。期間は10年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。

議案2ページをごらんください。本件は、平成25年12月26日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲受人は、自作地に隣接している農地であり、耕作に便利で、進入路としても必要なため取得したいとのことで、譲渡人は、現在体調不良であることから申し出を受け、譲りたいとのことです。

会議資料7ページの位置図をごらんください。場所は です。現地を確認いたしましたところ、現地はクリ畑として利用され、下草も刈り取りされ、管理されておりました。

会議資料8ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、進入路等なく、日照不足もあり、従前から山林になっている土地のことです。また貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法による利用権により貸し付けしている農地とのことです。農作業については、機械は同地区内の農業者から借用し、作業も手伝ってもらっているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で200日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自作地に隣接した畑であり、今後もクリの栽培をして管理していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、次に、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、川名康夫委員。

○18番(川名康夫君) 18番、川名です。18日の13時より、代理人の さんと会いまして、山口さんと一緒にそこで事情を聞きました。 さんは の前なのですけれども、農業はさっき言った理由でできないということで、譲りたいということです。それと、きょうは山口さんが来られないので、山口さんが さんに聞いたことを書いてもらいましたので、読みたいと思います。トラクター、田植え機、耕うん機、コンバイン等 の 様より借用作業して田植えに関しては、作業は さんに応援してもらってやっているということです。周り、クリ畑はきれいにされていまして、クリの木も結構大きくなっていまして、それなりに収量はあるかと思えます。よろしくお願いたします。

○議長(中川喜一郎君) 次に、権利者住所地農業委員の意見となりますが、本日権利者住所地農業委員の山口委員におかれましては欠席であり、先ほど川名委員より報告をいただいておりますので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番(高浦芳一君) 3番、高浦です。先ほどの事務局の説明の中で、進入路の確保というお話があ

りましたが、その件についてもうちょっと詳細のご説明いただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 総会資料7ページのところに申請地の隣に自作地とあります。その中で、道路に面している中と、あとその北側も 様が現在所有されている土地であり、出たり入ったりするのに、やはりその土地が必要だという形で進入路として使いたいという話を代理人から聞いております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） ありがとうございます。ただいまの説明の進入路として確保したいという件については、ちょっと趣旨が違うのではないのでしょうかね、これ。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。委員のおっしゃるとおりかもしれません。出たり入ったり、自作地との行き来をするという形になりますので、そういった説明があったのかと思いますが、出入りする隣接地であり、耕作にも便利であるということで取得したいという話を伺っております。こちらのほうの説明の仕方が悪かったようであれば、ここで訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定します。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第1号の5についてご説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、平成25年12月26日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲受人は、自作地に隣接している農地であり、耕作に便利であることから取得したいとのことで、譲渡人は、現在体調不良であり、譲りたいとのことです。

会議資料9ページの位置図をごらんください。場所は です。現地は、田で耕作されておりました。

会議資料10ページに、所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はあり

ますが、谷津田で地下水があり、水が引かず、耕作に向かない土地や狭小で耕作できず従前から山林となっている土地とのことです。また、貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法により、利用集積により貸し付けしている農地や従前からの貸付地であり、譲受人の土地に隣接しており、現在も借受人が耕作しているとのことです。農機具等については、耕うん機、田植え機、トラクター、農用車を所有しており、コンバインは借用により作業しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で330日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自作地に隣接した田であり、今後も水稻を作付し、平成26年3月に退職となることから、農業に専念していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

18番、川名康夫委員。

○18番（川名康夫君） 18番、川名です。譲渡人の さんが体調不良で農業をやらないというようなことで、 さんに譲り渡すということだったのですけれども、18日の13時、代理人の さんという方と一緒に現場に行きました。現場は、農振区域なのですけれども、きれいに刈り取られていまして、先ほど事務局が言ったように、退職するので農業に専念したいということでした。それで、刈り取りなんかはどうするのですかと聞いたら、刈り取りは人に頼んで刈り取っていますということでした。退職して一生懸命農業をやっていくとのことですので、よろしくご審議のほどお願ひします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第1号の5について賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の1についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地の一部を売買に

より所有権移転し、上流部における宅地開発事業の排水路用地として転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件につきましては平成26年1月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、
の西側に位置し、農業公共投資の対象となっていない農地であり、第2種農地と判断されます。

当該地の具体的な利用については、総会資料12ページに土地利用計画図を添付してあります。12ページの右の上のほうです。この図面の左下に10区画の宅地開発事業が計画されておりまして、この宅地開発事業区域からの雨水排水及び合併浄化槽を経た汚水、雑排水を新設する側溝にて処理し、この図面の右上に存在する既設の水路に導く計画であり、既設の水路直近に延長約45メートルのU字溝及び管理用通路として転用しようとするものであります。

総会資料13ページに現地の写真を添付してあります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 現地調査の結果を報告いたします。

議案の11ページ、12ページ、13ページを見てください。1月の16日の午後
事務所の代表、
氏から説明をしたいのでお願いしたいということで、
に行きまして、新規に宅地分譲地10区画分の雨水排水路について、一部が田んぼの中を通るということで見てきました。これが12ページの図でいくと、手前側の10区画が新しくするもので、あと上のほうの6区画は古い、昭和51年ごろから宅地分譲された分です。この10区画の分を上から排水路まで、排水路というのは、
の堰から流れてくるあの水ですが、そこにつなげるのにU字溝をつけるのはまだいいのですが、そこから田んぼの中を通るということで農業委員会の許可が必要ということです。

田んぼの持ち主は、
在住の
氏、登記地目水田で、排水路294.1平方メートルを利用したいということです。水田の状況は、現在は湿地で、葦と雑木が茂っていて、水田としての利用はもう不可能と思われる。この水田は昭和51年から使用されておりません。

13ページの写真は、依頼主である
が刈り取ってきれいにした状態です。13ページの黒線の幅は6メートルです。この水路の実利用分は3メートルです。そこには300、400の、30センチ、40センチのU字溝が49メートルと思ったのだけれども、今課長が45メートルと言いましたので、45メートルありますが、45メートル先の小川に接続します。小川の水源池は、さっき言ったように、
の堰です。終点は
です。

それから、さっき12ページで言った以前に宅地分譲されていた6区画なのですが、人が住んでいるのは、一番排水路に近い、
の矢印のついているところ、あそこに1軒ありまして、その1つ手前側

は空き地になっていまして、それからあと手前に、その手前が1軒、要はここに3軒しか人は住んでいません。排水路ですが、今は古いほうの分は地下浸透式でやって、雨水はこの田んぼというか、湿地に垂れ流したまんま、そのまま自然と川に流れていたようです。　さんに、この古い人たちの排水をどうしましょうかと聞いたら、希望があればこの排水路につなげてもらっても結構ですということです。

それから、先ほど言いました田んぼというか湿地のところの排水路なのですが、建設が終わった時点で、この分を市に移管するのですかという質問を　さんに言ったら、市のほうは受け取れないということで、どうしてだと言ったら、4メートルの点検用の道がないから受け取れないので、そういう都合で保守管理はやってくださいということです、　さんもその分は承知しましたということですけれども、排水路につなげることについて、つなげてあげたいと思いますので、皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君）　説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○26番（藤井幸光君）　26番の藤井です。

この件で周辺のお住まいの方も同意書的なものは完備されているのですか。

○議長（中川喜一郎君）　森君。

○事務局（森　博君）　農地法の手続として、隣接農地の所有者への説明につきましてはなされると伺っております。それ以外の方への説明につきましては、本件については、袖ヶ浦市宅地開発事前協議がなされておりますので、この手続の中でされているものと承知してございます。

○議長（中川喜一郎君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君）　質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君）　賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森　博君）　議案第2号の2についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は　　に本社を置く法人が申請地の隣接地において宅地造成工事を行うに当たり、資材などを搬入するための搬入路として鉄板を敷いて利用することとし、一時転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件につ

きましては、平成25年12月26日に申請書の提出がなされております。

総会資料14ページの位置図をごらんください。申請地は市街化調整区域内であり、の西約160メートルに位置し、住宅地の中に小規模の農地が点在することから、第2種農地と判断されます。今回の申請内容では、申請地内での整地により鉄板を敷く計画であり、目的達成の後は鉄板を撤去し、畑に戻す計画となっております。

現況の写真は総会資料16ページのとおりであり、休耕となっていた農地をこの計画で搬入道路として利用しようとするものであり、目的達成後は農地として利用していただけるように依頼しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 重ね重ね宮嶋です。議案第2号2の1及び2の2ですが、1月14日午前9時ごろ、行政書士の 氏から の搬入道路の現地説明をしたいのですがと依頼がありましたので、15日の10時より現場で説明をお聞きしましたので、報告します。

現場は、14ページ、15ページ。 と の間に入る一番奥です。開発予定地への入り口約30メートル、幅6メートルの農地に敷き鉄板50枚、1.5メートルの3メートル、50メートルで搬入路として一時転用したい。期間は26年2月1日から26年7月31日の6カ月間を予定しています。遺跡問題等が発生したら延長の申請を農業委員会に再申請しますとのこと。工事完了後は鉄板を片づけ、原状復旧いたしますということです。

現地の説明をいたします。土地の所有者は、 在住、 ですが、既に売却済みで仮登記の状態、持ち主は 在住の 様というところ。どのような方なのかはわかりません。また昭和60年までは畑として 様が耕作をしていました。工事完了後は原状復旧しますので、許可をお願いしますということです。委員各位のご審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の3についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借により借り受け、農地2筆で5,236平方メートル、山林6筆と合わせて2万720平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成25年12月26日に申請書の提出がなされております。

総会資料の17ページ、位置図をごらんください。申請地は、約100メートルに位置し、北側に山林、南側は、東側は であることから第2種農地と判断されます。

今回の計画区域については、資料18ページのとおりであり、 と手書きをしている2筆が農地、それ以外は山林となっています。19ページに今回の太陽光発電施設のパネル設置の図面を添付しております。この配置により、合計7,368枚のパネルの設置が計画されております。

排水関係について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については、19ページの土地利用計画図で太陽光を設置する土地が大きく3つに分かれておりますが、左上の一番大きい部分がほかの2つよりも低くなっておりまして、そこに貯留浸透させ、抑制して区域内に新たにU字溝を設置し、既設の排水ますへ排水する計画であります。この計画については、隣接者のみならず、水利組合、区等にも説明され、了解されているとのことでありました。

総会資料20ページ、21ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件については、16日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。議案第2号の3は、太陽光発電施設用地への転用であり、1月16日に運営委員会を開催し、現地調査及び関係者からの状況確認などを行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

申請地は、約100メートルに位置し、北側に山林、南側には、東側は であることから、小集団の農地であります。現地確認は午後3時から行い、午後3時30分より平岡公民館2階会議室にて審査を行いました。現地の確認には、譲受人及び代理人から計画内容の説明をいただきました。現地では太陽光発電施設を設置する範囲の確認を行い、当該農地の現在に至る経緯や申請区域内での土地の切り盛り、また調整池の位置及び雨水排水の排水方法などについて説明されました。

主な質疑内容としては、調整池の許容量については1,300トン貯留できると、外周へ設置するフェ

ンスの高さについては1.8メートルとすると、地面の処理については、種子吹きつけによるとの回答がありました。審査会も現地確認と同じく譲受人及び代理人に出席いただきました。事務局における議案説明の後、譲受人に今回の事業計画について説明を求めました。その事業内容は、農地2筆で5,236平米、そのほかに山林6筆と合わせて2万720平米の計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、区域内に合計7,368枚のパネルの設置が計画されております。

主な質疑内容としては、この転用計画の工事期間中、
の車両の運行に支障を来すことはないかとの問いに対し、警備員を配置し、工事車両を誘導する計画であるが、

の混雑する時間帯については、工事用車両の出入りを制限するとの回答がありました。

事故防止のため、フェンスの設置についてはどのような計画かとの問いに対し、外周には高さ1.8メートルのフェンスを設置する、また高圧電流を処理するキュービクル部分については、外周のほかにフェンスを設置し、二重に囲い、事故防止に努めるとの回答がありました。

2万平米もの計画区域内に種子吹きつけするという計画は、太陽光パネルの下になってしまうことから草が生育するのか、また草の管理については除草剤の使用はどのような計画かとの問いに対し、ほかの箇所でも種子吹きつけをしているが、生育に問題はない。草の管理については、除草剤は使用せず草刈りをして管理するとの回答がありました。

農地は、賃貸借する計画であるが、その期間は何年か、その問いに対して20年契約であるとの回答を得ました。

調整池をつくるというが、近年の短時間での集中豪雨でも調整池で処理できるかの問いに対して、50年確率の降雨への対応で設計しており、処理できるとの回答を得ました。

施設の保守点検はどのように行うかの問いに対して、技術者により月1回の点検のほかに防犯カメラを5カ所設置して現地の状況を監視するとの回答を得ました。そのほかの質疑に対しても適切な回答をいただきました。

今回の太陽光発電施設への転用計画については、
である
への
近くに位置することから、この
との調和について配慮をお願いしました。審議においては、事業者を検討をお願いした地域と調和のとれた施設整備となることを願うとして、採決の結果、運営委員全員一致で議案第2号の3については許可相当となりました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 追加でご説明をさせていただきたいと思っております。

木曜日に運営委員会を開催いたしまして、今ほど委員長の報告をいただいたところですが、金曜日に代理人から連絡がございましたので、その連絡の内容をご報告申し上げます。

雨水については、貯留浸透させる計画ですが、運営委員会における説明の時点では、50年確率で設計しており、1,300トン貯留できるという説明をいただいておりますが、これを時間雨量に換算す

るとどの程度処理できるのかということについて回答がございました。時間雨量に換算しますと、120ミリから130ミリ程度を想定しているとのことでした。また、地域との調和といいますか、

への への景観に関する配慮として、 部分の道路に面する部分のフェンスの色について配慮をする、またフェンスをセットバックさせて、フェンスの手前に低木のサツキや花を植える予定にしたいとの回答がありました。これにより、皆様へお示ししている議案資料19ページの土地利用計画図に若干変更は生じますけれども、転用面積自体には変更は生じないということで予定を伺っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

この大きい規模の開発が ですね。このぐらいの規模だったら、特別時間として説明してもらったらどうですか。もっと専門的に。今の説明では、アバウトにわかるけれども、やっぱりもっと聞きたいことがいっぱいありますから。どうなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 何を聞きたいか言わないと、いっぱいあるといっても。

○26番（藤井幸光君） 全体的に聞きたいということです。

○議長（中川喜一郎君） さっきの説明では、わからないということですか。

○26番（藤井幸光君） もうちょっと言うことがあるでしょう。

○議長（中川喜一郎君） それでは質問にはなりません。例えば1、何々、2、何々と、それをちょっと聞いてください。

○26番（藤井幸光君） では、補足します。要は、こういう発電設備というのはこれからも出てくると思うです。ですから、そういう意味でこれほどの大きい規模でいったら、もっと細かく説明をしてほしいという発言です。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○事務局長（小藤田光男君） 運営委員会の対象案件という形で運営委員会に審査をお願いしており、運営委員会の規定に基づいて運営委員会でやっておりますというお答えになってしまいますが。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

私の知識というか、聞いた話ですと、農地に太陽光をやる場合、下に作物をつくれればその上部についての太陽光施設はいいけれども、下に何も農作物をつくらない中でのというのはなかなか難しいのではないかというようなことを前に聞いたことあるし、また実際にどこかほかの地域で、下に作物を

つくって、上に太陽光パネルをやっているというのをテレビや何かの放送で見たことがあるのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 今回の計画につきましては、奥野委員おっしゃられるような営農型の太陽光発電ではなく、地面に設置をするというタイプでございます。確かに営農型の太陽光発電というのは、昨年の夏ごろでしたか、市原市で実施されたというところで新聞記事が載ってございましたけれども、今回のこの計画につきましては、営農型ではなく地面に設置するものとなっております。先ほど申し上げましたとおり、全体面積2万平米でございますけれども、このうち農地の面積が約5,000平米ということになってございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 私が聞きたいのは、下が農地ですので、逆に言うと許可できないのではないかというふうに、何か前に私の知り合いがやったときに、自分の親から相続してもらって農地があるのだけれども、自分はサラリーマンだから太陽光やろうかと思って見積もりとったけれども、実際問題農地だから、それはちょっとできないみたいな話を聞いたことあるのです。だから、その辺はどうなのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 農地の農地性、先月ですか、事務指針を配らせていただきました。農振区域内農用地、第1種農地、第2種農地、第3種農地とあります。農振農用地はもちろんですできません。第1種農地でも、基本的にはできません。第2種農地もしくは第3種農地ですと、その転用の幅が広がってまいりますので、太陽光発電施設への転用も可能性が出てまいります。ですから、ちょっと細かくお伺いしていませんので、何とも言えませんが、第1種農地でのご相談ということであると、ちょっとそこでは転用難しいですねというふうにご説明する案件ございます。ですから、もしかしたら、そういうところに当たるご相談、そういう位置なのかもしれません。

ですから、太陽光発電施設、地面へ設置するものについては、市内のどこの農地でもできるというものではなくて、第2種農地もしくは第3種農地は可能性は高いのですけれども、第1種農地であるとする制限があるので、それをクリアした上でないと、その可能性というのは出てこないということになります。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 続けてなのですけれども、その辺は法律上やむを得ないかなという、今伺った中で許可できるのであればと思うのですけれども、ただ実際先ほど研修委員会のときに、御園委員がおっしゃっていたところと若干重複するのですけれども、この写真を見る限り、農地として使った場合、非常に有効な優良農地として使えるのではないかというような場所ですよね。もう一つ、何も使えないところは、逆に言うと鳥獣被害でもって農地としても使えないで、そのまま荒れて、ほかにも

使えないという、何かこういう形で、逆に言うと優良農地がこれから先こういう太陽光どんどん出てくると思うのですけれども、優良農地がある面では削られていくのかなという嫌いが、これはどうしようもないといえどもどうしようもないのかもしれない。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、この太陽光発電の設置に関する基準として、農用地区域、市で決めたあれですね、それと甲種、先ほど言ったとおり、第1種、これは許可出せませんよ。

2種とか第3種のやつは転用許可とれば設置が可能ですよ、そういうことですね、これ、法律的には。

○事務局（森 博君） はい。

○24番（渡邊喜一君） それで、今回のこの土地はどれに当たるのですか。

○事務局（森 博君） 今回のこの土地は第2種農地と判断いたしました。

○24番（渡邊喜一君） 第2種農地。

○事務局（森 博君） 2種。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の3について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定します。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題とします。

議案第3号の1についてを議題とします。議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号の1についてご説明いたします。

議案5ページをごらんください。本件は、市の法人が申請地を市内在住の所有者から使用貸借によって砂利採取用地として一時転用している農地について、許可期間の延長更新をしようとする案件です。なお、本件につきましては、平成26年1月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料の22ページの位置図をごらんください。申請地は、から南東へ約1キロです。土地の所在、権利関係は、先ほどごらんいただいた議案記載のとおりです。

申請内容としましては、許可を受けてある期間を延長したいとするもので、平成27年1月31日まで

期間を延長更新しようとする案件です。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

議案第4号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案第4号につきましては、袖ヶ浦市の実施する公売に参加するための買受適格証明の発行にかかわる案件です。この入札に参加するための買受適格証明書の発行の可否についてご審議いただくことと、権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして入札で落札した場合、農地の取得であることから、農地法第3条の許可が必要となります。この申請についての提出をさせていただいておりますので、本申請についての許可相当であるか、あわせてご審議をお願いいたします。

公売にかかわる物件につきましては、総会資料23ページから24ページが売却区分番号42 1で、23ページ、左上に番号を記載しております。 　　です。

次に、25ページから26ページは、売却区分番号42 2で、同様に25ページ左上に番号を記載しております。 　　です。公売にかかわる物件は2カ所となりますので、ご確認ください。入札日は平成26年2月5日で、実施機関及び入札日は全て同じものでございますので、以下省略させていただきます。

議案6ページをごらんください。議案第4号の1につきましては、売却区分番号42 1と42 2のそれぞれの入札に参加したいとするもので、申請理由は自宅から近く、耕作、管理に便利であることから取得したいとのこととです。

会議資料27ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許

可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、狭小で耕作に向かないため、草刈り等して全て管理しているとのことです。貸付地がありますが、新規就農者の参入に協力し、農地を集約して貸し付けし、農業経営の安定に協力しているものです。農機具等につきましては、耕うん機、田植え機、コンバイン、農用車等を所有しておりますが、田植えと刈り取り等については委託し、草刈りと水の管理はみずから行っているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、長男が新たに農業に従事するとのことで、世帯で380日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自宅に近い場所であり、今後も水稻を作付するとのことです。なお、小路地区担当農業委員は現在不在でありますことから、隣接地区である百目木地区担当の関委員に調査をお願いしております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましてので、次に地元委員の意見を求めます。

2番、関憲夫委員。

○2番（関 憲夫君） 2番、関です。

1月16日10時ごろ さんにお会いしまして、現在所有農地がどのようになっているのか、3カ所回って見せてもらいました。その結果、それなりに耕作されておりました。せがれさんにこの後相続したいという話はしておりました。

審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。

さん、うちにも来てくれたのですけれども、そのときに、あなた去年の農業委員会の5月のときに、私が事務局に質問したのですけれども、農地の貸し借りをして、それで作るということで、恐らくそういう話ししたと思うのですよ。そのときに、事務局のほうは、私も当時のことは忘れてしまったのですけれども、農業やっていないのが現状なのです。だから、うちのほうも なののですけれども、ぐるっと見れば、自分の田んぼもそっこのほうにありますから、逐次見られる状況なのです。そうすると、それをやたらと許可出したって、またつくらないでほかの人にやってもらうというふうなことになるれば、農業者としてちょっと認められないのではないかなというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 今お話がありまして、以前貸付者である申請人につきましては、新規就農者への農地の集約に協力して貸し付けたものでありまして、農地の返還については、すぐ返してもらう

という形はとることはできない状況になってございます。

それと、農地を貸した人が作業していないというようなことで以前ご指摘をいただきまして、事務局においても確認し、指導をしてまいりました。その農地を借りた方につきましては、就農したときに、一緒に購入した田んぼが稲の作付には向かないで、畑として利用するために草刈りや耕うんに時間を要したということ、あと兼業、こちらコンクリート等の補修等の特殊な技術をお持ちになれる業務をしておられるということで、東日本大震災等により作業がふえたということにより、仕事の都合で借り受けしたところがちょっとうまく作付ができず、委託して耕作していただいていたというのが現状だそうでございます。今後そういった土地につきましては、貸付者である方、つまり申請人のほうからも協力してもらいながら耕作してまいりたいということで申し出をいただいております、事務局においても今後注意して指導してまいりたいものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、先ほど耕作についてということでございましたが、一応申請人の方におきましては、農機具等については所有されております。また、作業については委託もしながら草刈りと水の管理はみずから行っているという形で申請が出ております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 25番、長谷川です。

事務局の説明ちょっとはつきりわからないのですけれども、今後息子さんに譲るとかいろんな話も出ているようなのですけれども、そういう形でこの公売の中に入って、また新たな田んぼでも畑でも、それを入手したとしても、耕作は十分やっていきますよということなのか、難しいですよということなのか、その辺ちょっと確認をしたいのですが。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） あわせて農地法の3条の申請をいただいております。そして今後も耕作していくこと、要するに農地を農地として利用していくことということで、買受適格証明書とあわせて、農地を農地として利用していくという形、農地法の3条の申請もあわせていただいておりますので、今後とも耕作していくことを目的とした形での、袖ヶ浦市の公売に参加したいという案件でございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○22番（葛田吉弥君） 事務局の説明わかったのですけれども、はっきり言って　　さんは、犬の散歩しながら、田んぼの水なんか見ていないのですよね。だから、何でそれを受け付けしたのか、私は思

っています。それで、皆さんが賛成ですよと言えば、これからはそういうようなあれになっていくことなのですよ。だから、我々農業者としてはちょっとおかしいのではないかなというふうな、地元でもやっぱりそういう話が出ています。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今の件で。

はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局です。申請におきましては、先ほど申し上げましたとおり、後継者として長男が新たに農業に従事する形で、世帯で農業をやっていくという形になります。世帯で農業をやっていくという形になりますので、農業経営をしていくということであれば、これは世帯で農業経営をしていくという形で伺っておりますので、その中で申請については受けざるを得ないものと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 違う質問ありますか。今のことではなくて、違う質問、この関連ではない質問。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） では、この辺で質疑は打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の1について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局です。買受適格証明書の発行について、許可要件を満たす可否につきましては、農地法第3条の許可要件を満たしているか否かであり、不適格とする場合、不適格の理由を明確にし、買受不適格通知書を交付しなければなりません。そうしますと、その理由をきちんとしなければなりませんので、その理由をご提示くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） ただいまの理由について、理由を提示してください。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

農地法の許可要件は、先ほど申し上げたとおりでございます。3条の許可要件であります効率利用要件につきましては、狭小で耕作に向かない土地等ありますけれども、全て管理をされておることとでございます。貸付地につきましては、先ほど申し上げたとおり、貸付地はございますが、農地の集約に協力し、新規就農者の経営安定に協力しており、これにつきましては、全部効率利用要件における耕作していない農地には含まれない形のものになります。

それと、それだけの経営する耕地を耕作するだけの従事日数につきましても、新たにご長男が参加

するという形で、営農日数についても、世帯での従事日数につきましては、規定を満たしているものと思われます。また、下限面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域調和要件につきましては、自宅に近い場所であり、今後も水稻の作付をするということで、地域調和の要件につきましても問題はないものという形で、農地法3条の許可の要件につきましては、全て満たしているものと思われます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 先ほど賛否をとったわけですが、賛成者が3名しかおられない。そこで、これに同意できないという方何人か、その反対の理由をちょっと聞きたいと思います。

はい、どうぞ。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。

さんは、今まで私も農業委員で何回か出ているのですけれども、必ずこういうふうな形で農地を求めて、また転売したり何かしている実績があるのです。だから、それは本来からすれば、農業者として資格がないのではないかなというふうに私は思っています。そういうものがなければ、私もこういう質問はいたしません。ただ、地元であって、わかる範囲内で見ているもので、ちょっと不動産的な考えでやっていくのではないかなというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに反対意見、どなたかありますか。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

さん、田んぼに今の、の中にも持っているでしょう。何かはっきり言ってブローカー的なにおいがするというので、先ほど事務局のほう、反対意見があったら提示してくださいということは、誰が誰に、いつまでに出すのですか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） この場で結論を出していただきまして、不適格通知書を申請者に交付いたします。

○議長（中川喜一郎君） 先ほど賛成の方、3名おられましたが、その後変わって、まだ追加される人いますか。1人だけですね。あと、だから反対理由、ほかにまだ考えておられる方、いらっしゃいますか。ただ、何となくでなくて。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 御園でございます。

要は、このさんの件に関しましては、皆さんが危惧している点について私の感想を申し上げたいと思いますけれども、今までも葛田委員が言いましたように、毎年何件かこういう競売参加されてきました。また、実際買われたこともあるようでございます。と同時に、その買ったものを転売もし

たことも件案に出てきておる記憶があります。そういった中で、その都度この事案が出た理由としては、農業拡大という1点の農業経営を目指して申請がなされてきたかと記憶しております。その中で、今回は息子さんを、農業従事するという息子さんをつけ加えての申請であります。しかし、皆さんが危惧していることは、今までの さんの行動、対応等について疑問があるということだと思えます。

よって、地元の葛田委員が日ごろ観察している感想もお聞かせ願ったわけですが、今回はさらに息子さんの名前まで出してきているわけですが、この息子さんが果たして本当に農業従事者として農地を管理していくものなのか、そこら辺も問われるわけですが、今までの実績から考えると、この息子さんが今後農業従事者としての実績を上げた時点で農業者として認めてやるというような理由からして、皆さんが考えているように、今回は不適格者であるということで結論づけられたらいかがかかと、私なりに感想を申し上げました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

今回の案件に関しましては、公売に参加するという形での買受適格証明書の可否に関する案件でございます。買い受け適格、要するに入札の公売に参加したからといって必ず落札するというものではございません。ただ、本件は農地法の第3条での申請になります。先ほど申し上げたとおり、農地法3条の要件につきまして、やらないだろう、やっていないだろうというところでの判断はできかねるところがございます。そちらをご理解していただきたい。やらないだろう、やっていないでしょうでは理由にはなりませんので、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

局長。

○事務局長（小藤田光男君） 今回の審査については、適格者か適格者でないかということ判断していただきます。ですので、資格がないという言葉だけでは不適格、資格ではなくて、こうだからというものを出不すと、これは当然相手に不適格の通知書を出す形になった場合、相手はその理由が、資格がないということが、何の資格がないかという話になります。こうだからという不適格の理由を提示していただかなければ相手に通知することはできません。それを事務局としては出していただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はっきりとした理由を提示、もう一遍話しますが。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

さんの適格証明、受け付けるときに、地元農業委員さんの承諾はもらいましたか。誰も聞いていない。葛田さんに聞くとか。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） 今回の申請人にかかわる住所地の農業委員については、小路地区という形になります。小路地区につきましては、現在担当委員がおりませんので、地元の農業委員の意見につきましては、隣接地である関委員にお願いしたところではありますが、当時申請におきましては、農地法の許可基準に従って申請書の許可を受け付けますので、そちらの申請書の許可案件につきましては、事務局で内容を確認して申請書の受け付けをしております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○26番（藤井幸光君） ちょっと、その前に。26番、藤井ですが、その固定された小路地区だけにもしいなかったら、隣の地区とか、そういう農業委員さんいますから、もう一つは、さん本人は、私も多少知っていますけれども、子供たちはどうかわかりませんが、かなり肉体的には足が故障してまして、とても農業なんかやれる状態ではないです。はっきり言います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 申請の受け付けにつきまして、若干補足をさせていただきます。

行政手続法によりまして、お出しいただく申請につきましては、お預かりしなければならないということございますので、その辺はございます。今回この申請をお預かりするに当たって、昨年いただいておりましたご意見につきまして、やはり何ら策を講じないままお受けするというのは、それはまた十分な事務手続ではないであろうということから、昨年いただいたご意見につきましても、その対応について今ほどご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

私は、さんという方全然存じ上げませんし、このような、今までこういうことがあったというのもしりません。ただ、私も今賛成はできなかつたのですけれども、それは何かといえ、やっぱりそれをよく知っている人たちが、明らかに私たちの農業委員会の使命である優良農地を守るという観点からしたときには、これはどう考えても適当ではないのではないかと、いうふうには私自身も判断させてもらったので手を挙げなかつたのですけれども、ただ3条に適合する要件、農地を50アール持っているとか、あるいは近隣と調和するとか、そういう要件を満たせば、それを適格証明を出すということであるならば、これはある意味で局長判断で済むことなのか、要件を満たせば済むということで局長判断。要するに、委員会にかけているんな地元委員なり何なりの人の判断を聞いた中でどうこうするというのは、その辺も加味されていいのではないのかなと、私はそう思いますけれども。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

私は、情報は知り得る限りで、先ほど許可相当だろうということで手を挙げました。その後、各委員からいろいろなご意見が出た中で、農業委員会の判断は、もちろん法律、規制基準等に適合したものが最優先ですけれども、あくまでも農地法の趣旨、それからこれまでの審査基準等からすると、信用性というものは相当重要視されているはずで、そういう中では、直近聞く中では、信用性がない、要するに土地の取得を求めても転売をしているというお話がありました。なおかつ耕作をしないのではないかというようなことも聞き取れます。そういう中では、果たしてこの譲受人が土地を求めて耕作していくのか、要するに保全をしていくのかということが非常に疑問視されますので、今まで葛田委員、またはほかの委員等がお話しされたことも踏まえて、もう一度事務局として確認を要したほうがよいと私は思いますので、本件に関しては継続審議で処理されて、事実確認等を進めて、次の総会で再度審議をすべきではないかと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） 先ほど申し上げましたとおり、入札日は平成26年の2月の5日になります。

今回の申請で可否を決する必要があるがございますので、継続審議とはできませんので、よろしく願います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 継続審議というお話は、2月の2日ですか、公売設定日があるならば、前日まで、またはもう一度その前に間に合うように審議をしてやるのも我々の立場ではないのですか。意見がある中で、マル・バツで判断するだけでなく、疑問があるのは皆さんで再度検討して確認をして、公売の期日に間に合うようにもう一度採決をしてやるのも農業委員会の役割ではないでしょうか。そういう意味で、時期と言いましたのは2月の定例総会だけではないのです。それは事務局としてもよくご理解していただいて、審議対象、議案の審議を進めたらよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○25番（長谷川重義君） 私も最初手を挙げなくて、やっぱり法的にこうだからということで、それが満たせればということだったので、そういう面もあるかなと思ってまた手を挙げたりして迷っているわけなのですけれども、最初に事務局の説明の中でも、こういう指導していますとか、それが守られているかどうかはわかるわけですね。転売の過去の例なんかも多分確認できるのではないかと思うのですけれども、そういう事例が今高浦委員も言われたように実際にあると、周辺の人たち、葛田委員もそうですけれども、そういう話が実際見ているよとか、そうだよというようなことであれば、この場でどうするというと、私は、では法的にこうだからオーケーするのか、あるいはうわさだか本当

だかわからないけれども、そうだというそっちを重く見るのが、非常に迷うわけですよ。だから、今高浦さん言われたように、2月の公売の期日以前に手続が済むようにした上で、もう一回みんなが集まって、その件でやるということは可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうかね。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。

先ほどからの審議が紛糾しているわけでございますが、それぞれの委員の皆さんも何がしの不安材料を抱えているのが現状だと思います。とって、今ほかにもまだ議案があるわけでございますので、時間の制約もでございます。よって、今まで出た意見を集約した上で運営委員会に一任をしたらいかかなと思います。運営委員会なら、今までの意見を踏まえて、本人を呼んで再度コンパクトにまとめられるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。お諮り願います。

○議長（中川喜一郎君） 今までの議論した中で、まだ終着点ありませんが、今御園委員が言われたように、運営委員会で……

はい。

○事務局長（小藤田光男君） 運営委員会開いて、そこで採決したとしても、その結果は農業委員会の答えではございません。当然きょうも運営委員会やった案件もここで総会で審議しておりますので、運営委員会を開いてそこで決まるものではございませんということ、一応という言葉申しわけないですけれども。だから、総会を開かなければ答えは出ないということです。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 今の事務局長のお話なのですが、総会を経由するということですから、総会と同じ権限を与えるということではいかがでしょうか。

○25番（長谷川重義君） やっぱり運営委員会でやるというんなところ、確かに皆さんの総意でお願いしたいというのはわかるのですが、それをやってしまうと、この場でいるんな件でも、ではそれは運営委員会に一任してしまおうかということになるのではないかというおそれもありますので、運営委員でもやっぱり調べたり、出なければいけないので、事務局に確認してもらったものを、我々がもう一回出ればいいのかと、総会やればいいのかと思うのですが、臨時総会だって開けるわけですから、その辺いかがなものでしょうか。

○議長（中川喜一郎君） では、今までこの件で大分時間費やしています。ちょっとまだ別途調べることがあるかと思いますが……2月の総会の前に、また日を改めて、総会前に臨時総会なるものを開きたいと思いますが、その件で皆さんどう思われますか。

はい。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井ですが、この総会で決議したものが再度もう一度場所を選んでどうのこうのという、この決議機関自体の重みがなくなってしまうよ。何度も何度もこれやる。要は事務局がその さんにどういうふうに説明ができるかということ、きちっとまとめた上で本人

に知らせる義務があると思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（中川喜一郎君） 局長。

○事務局長（小藤田光男君） 仮に買受不適合通知書を出す場合、農業委員会会長名で出します。その書類を渡すことは、事務局から当然代理人なり本人なり渡してよろしいのですけれども、先ほど来私は、そこに書く理由というのをお示しいただきたいという形で、事務局が書いてくださいでなくて、事務局は書けませんので、その理由をお示しいただきたいということでお話をさせてもらっているところであります。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（鈴木良宏君） そして、そちらのほうですけれども、農地法、先ほども申し上げましたが、買受適合証明書の可否でございますが、農地法3条での審査となります。そして、今申請の段階におきまして、農地法の許可要件は満たしているものと思われまます。そういった中で、不適合者とするところについての明確な理由が必要になります。農地法のこれに該当しているので許可相当であるという判断をしなければなりませんので、お願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

○事務局（森 博君） この総会の前回の研修会の中で、3条の一般許可要件ということで、5つほどありますよということでありました、その資料にもありますが、全部効率利用要件としまして、農地の全てについて効率的に利用し、耕作の事業を行うと認められること、農作業常時従事要件として、常時従事原則150日以上と認められること、下限面積要件原則50ヘクタール以上となっていること、地域調和要件、総合的な利用の確保に支障が生じないことが先ほどもご説明あったところかと思えます。では、このいずれに抵触をするのでということをご意見いただきたいということです。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

葛田委員からもその実績は認められないというお話がありました。それから、過去に転売をした事例があるということもありました。そういうような事例を考えると、信用性は、要するにこういうことでやりますと、継続して農地を保全し、有効利用してまいりますというのは、信用性という視点からは損なわれるのではないですか。そういうことから、私はこの件に関する一番最初の発言では、最初は賛成しましたがけれども、いろいろな委員からのご発言を確認すると、信用性がないというふうに私は判断したので、不適切ではないかという発言をこれまでさせていただきました。事務局として、各委員のご発言をきちっとメモされたら、不適合要件なるもの、皆さんが反対する要件なるものが整理されるのではないのでしょうか。

以上です。

○26番（藤井幸光君） そのとおりです。

○議長（中川喜一郎君） 先ほど臨時総会なるものをやって決議をすると、そういう話をいたしました

が、2月の総会の前に開くわけですので、この件は事務局に一任してよろしいですか、日にちは、はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 臨時総会というあれですけども、今ここで一回否決されているので、それを全体の体制としては、今意見がいろいろ出た中でまとめてもらえれば、不適合ではないかなというよりは出るのではないかというのが今の委員の大勢の意見ではないかと思います。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局長（小藤田光男君） 転売したとかというのは、私ども資料として、情報として今ありませんというか、さかのぼってどの物件がどういうふうになっているかというのは、正直言ってわかりません。それを事務局探せとおっしゃられるというのはわかりません。もっと、例えばその事例を逆に言っただけならばということになりますけれども。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） そういう資料を提供できる人いますか。ただの感じではなくて、提供できる方いらっしゃいますか。ないと、このことを進めません。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 事務局で さんの家の状態はどの程度把握していますか。

○事務局（鈴木良宏君） 総会資料の27ページに、所有農地及び耕作地に関する申告書がございます。こちらが 申請人の農業の経営状況という形になります。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして、先ほどまでの意見を集約します。

本案件は、先ほど賛成を問うたところ、賛成者少数のため不適合通知書を交付いたします。

次に、行きます。

次に、議案第4号の2について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号の2についてご説明申し上げます。

議案第4号の2につきましては、売却区分番号42 1と42 2のそれぞれに入札に参加したいとする案件で、申請理由は自作地である 近くに、耕作するのに便利であることから取得したいとのことです。

会議資料28ページ、29ページをごらんください。当該法人にかかわる農業生産法人報告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等につきましては、耕作するために必要と思われる機械を保有しているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、役員全員が農作業に従事しております。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自作地に近い農地であり、
として利用していくとのことでございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見を求めます。

22番、葛田吉弥委員。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。

さんは、〇〇と千葉県下君津都市でも優秀な 農家だと思います。今回せがれさんが後を継いで法人の代表者になって、これから農地をふやしてやっていくというふうな話をこの間会ったときに言っていました。皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の2について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の2については、申請のとおり証明書を交付することと、並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することに決定します。

次に、議案第4号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第4号の3につきましては、売却区分番号42 1の入札に参加したいとする案件で、申請理由は自作地に近く、耕作するのに便利であることから取得したいとのことと。

会議資料30ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、狭小で耕作に向かないため管理しているとのことと。農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で200日従事しているとのことと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自作地に近い農地であり、これまでどおり水稻を作付していくとのことと。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見を求めます。

22番、葛田吉弥委員。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。

さんは、 に3年ぐらい前まで勤めていましたけれども、今年定年して農業やっています。昔も勤めながら農業をやっていたのですけれども、去年から定年したために農業一筋でやっていきたいというふうな形で、この間話がありました。皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の3について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号の3については、申請のとおり許可書の交付をすること、並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定します。

次に、議案第4号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号の4についてご説明申し上げます。

議案第4号の4につきましては、売却区分番号42 1と、42 2のそれぞれの入札に参加したいとする案件で、申請理由は自作地に近く、耕作するのに便利であることから取得したいとのことと。

会議資料31ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については、もみすり、乾燥は委託しているとのことですが、経営地を耕作する上で必要となる機械については保有しているものと思われまます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で400日従事しているとのことと。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自作地に近い農地であり、これまでどおり水稻を作付していくとのことと。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見を求めます。

22番、葛田吉弥委員。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。

さんも でありましたけれども、早期退職して、それから10年近く農業をなさってい

ます。年齢は60半ばになるのですけれども、これから何年できるかわからないのですけれども、頑張っ
てやりたいというふうなことでこの間話がありました。皆様のご審議のほどをよろしくお願いします。
以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の4について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関におい
て落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号の4については、申請のとおり証明書の交付をすること、並びに落札した場合
は許可書を交付する附帯決議を可決することと決定します。

次に、議案第4号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第4号の5につきましては、売却区分番号42 1の入札に参加したいと
する案件で、申請理由は自作地に近く、耕作するのに便利であることから取得したいとのことです。

会議資料32ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許
可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。貸付地があ
りますが、祖父と市外に居住する祖父の娘との間の使用貸借であり、祖父と共同で耕作しているとの
ことです。農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われ
ます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で1,070日従事しております。下限耕作面積要件に
つきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、自作地に近い
農地であり、これまでどおり水稻を作付していくとのことです。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員の意見となりますが、本日権利者住所地農業委
員の山口委員におかれましては欠席であります。山口委員から意見書の提出をいただいております
ので、ここで事務局より報告いたします。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、山口委員よりいただきました報告について読
み上げます。

1月13日午前9時に世帯主の さんと面会してまいりました。申請者の さんは さんの孫
に当たり、現在 に勤務しており、将来の後継者とのことです。休日には農作業の手伝いをよくし

てくれて非常に助かっているとのこと。申請地は自宅から近く、また自作地に隣接しているので、ぜひ取得したいと話をしておりました。家はでも指折りの大規模農家でありますので、皆様のご審議をお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○3番（高浦芳一君） 3番、高浦です。

総会資料の32ページの申告書に絡みまして教えてください。確認をさせてください。申請者、さんとありますが、この方の申告書を見ると、年間農業従事日数100日とあります。この下限面積要件等の絡みから、下限面積要件は取得後の農地面積が50アール以上となることとありますが、今回の発行依頼の権利者については、この下限面積要件に該当、適合する人でしょうか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 経営体としては、申請人の祖父の経営体の中に入っておりまして、その中で農業に従事しており、世帯で見ますので、申請者世帯で50アール以上の農地を経営しておりますので、下限面積要件は満たしております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の5について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成多数でございます。

よって、議案第4号の5については、申請のとおり証明書の交付をすること、並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することに決定します。

次に、議案第4号の6について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第4号の6につきましては、売却区分番号42 1と42 2のそれぞれの入札に参加したいとする案件で、申請理由は自作地に近く、耕作するのに便利であることから取得したいとのこと。

会議資料33ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、河川敷であり、草刈りをして管理しているとのこと。また進入路がなく、20年以上前から山林となっている

土地とのことです。貸付地がありますが、戦後間もなく先代が貸した土地で、現在も借り受け人が耕作しているとのことです。農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で300日従事しております。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地区に自作地があり、これまでどおり水稻を作付していくとのことです。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見を求めます。

18番、川名康夫委員。

○18番（川名康夫君） 18番、川名でございます。

15日に事情を聞きました。大丈夫かと聞いたのですけれども、今は弟さんが退官しまして、農繁期は手伝ってくれるから大丈夫。将来は弟さんが引き継ぐようなことを言っていました。どうかよろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号の6について、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として執行機関において落札した場合は許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 全員でございます。

よって、議案第4号の6については、申請のとおり証明書の交付をすること、並びに落札した場合は許可書を交付する附帯決議を可決することに決定します。

議案第5号 平成25年度第10次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成25年度第10次農用地利用集積計画承認の件を議題としますが、議題第5号については、委員本人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により、議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

4番、篠原覚委員。

〔4番 篠原 覚委員退席〕

○議長（中川喜一郎君） 議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が29件で927.379アールとなっております。個々の内容につきまして

は、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)19ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受け
る方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございます
ので、概略を説明させていただきます。 さんですが、申請件数は5件で、申請面積の合計は
186.88アール、 さんですが、申請面積は13.82アール、 さんですが、申請面積は
38.43アール、 さんですが、申請面積は47.21アール、 さんですが、申請面積は16.02ア
ール、 さんですが、申請件数が3件で、申請面積の合計は371.109アール、 さんです
が、申請面積は12.82アール、 さんですが、申請面積は22.61アール、有限会社
ですが、申請面積は41.51アール、株式会社 さんですが、申請件数が14件で、申請面積の合計は
176.97アールです。

なお、農用地利用集積計画書(案)8ページ下段の さんですが、前回設定した利用権の更
新の手段であり、住所が となっておりますが、現在本人は に居住し、 の農地まで通
作しております。子供の就学等の関係から住所を に移しておりますが、袖ヶ浦市にて営農して
おります。

以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○22番(葛田吉弥君) 22番、葛田です。

さんが田んぼを貸したのが利用集積で出ているのですけれども、 さんは、これ全部貸すと
いうことですか。

○議長(中川喜一郎君) 事務局。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局です。田についてはお貸しするという形になります。畑が残ります。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○22番(葛田吉弥君) 22番、葛田です。

畑はどのくらい残りますか。

○議長(中川喜一郎君) 事務局。

○事務局(鈴木良宏君) 畑が2反ほど残ります。

○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。

○22番(葛田吉弥君) 葛田です。

わかりました。前回農業委員で出た さんは、農地がなくなったから農業委員やめますと
いうことでやめた経緯があるもので、確認のために確かめました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番、渡邊ですけれども、 の従業員の数が2名、それで経営面積が18町歩以下ということになっておるけれども、本当にこの2人でちゃんと水路の清掃とか、農道の草刈りとか、そんなものができているかどうかちょっと私心配なのですけれども、特に地域に問題は起きていないですかね。

それと、 さんも何か3人で12町歩かなんかやっているようになっているけれども、あわせてちょっと確認をしたいのです。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 農業経営の実態証明書を添付していただいております。そして、耕作をしております中で、現在も耕作をしております。そして、今回の につきましては、全てこれまで耕作しているところの更新でございます。引き続きまた農業をやってくれるものと思っております。

それと、 さんにつきましては、袖ヶ浦市でも指折りの農家でございますので、これからも受け入れはしていただけるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 要は、私が聞きたいのは、隣接地の人たちが、特にやるべきことをやっていないかという、そういうクレームが入っていないかどうかを確認したい。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） クレーム等はいただいております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はありますか。

はい、どうぞ。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。

は、 で何町歩かつくっているのですけれども、くろは草だらけで、刈りに来てくれと本人に電話かけると、じゃ行くよって言って来てもらう程度で、管理は本当に全然なっていません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井ですけれども、 の向こう側で三、四年前に火事を起こしました。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 以前そのような形で類焼したことはございます。

○26番（藤井幸光君） 2町ぐらい焼いたのです。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

〔4番 篠原 覚委員着席〕

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理をいたしましたのでご報告いたします。

なお、専決処理期間は平成25年12月1日から25年12月31日までです。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありますか。

局長。

○事務局長（小藤田光男君） 本日の総会終了後に何点か確認事項がありますので、お願いしたいと思います。

内容は、来月の総会に下限面積要件の設定の提案という形で、今50アールが要件になっておりますけれども、毎年審査してその数字を決めるという形になります。これについての要旨を説明したいと思います。それと、研修会等が事前の通知では2件あったのですが、3件あることになりました。その出欠について確認させていただきます。それと、皆様のところにも行ったと思いますが、農業委員に対する選挙人名簿登載申請書、これが集計できましたので、これの確認をお願いしたいと。それ

と、研修委員会につきましては、この1月で1年たちまして、最初の方から次の方への交代となりますので、こちらについて改選の連絡をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） はい。

○21番（御園 豊君） 21番の御園です。

冒頭に、柳井委員から……

○議長（中川喜一郎君） 議案の審査は全部終わりましたよ。

○21番（御園 豊君） では、その他の。

○議長（中川喜一郎君） そうです。だから、今申し上げましたように、議案は全て終了いたしましたので、これもちまして、第12回農業委員会の総会を閉会いたします。

○21番（御園 豊君） いやいや、それです。それは、だめですよ。

○議長（中川喜一郎君） あとはみんなで相談する。

○21番（御園 豊君） それはだめ。

○議長（中川喜一郎君） それだって議案ではないですよ。

○21番（御園 豊君） いや、議案です。議案に提案されたわけですから。21番、御園です。今の議長の進行はおかしい。

○議長（中川喜一郎君） それ、説明事項ですよ。説明事項ですよ。

○21番（御園 豊君） いや、説明事項でない。それは、柳井委員が冒頭に、私に対して鶴岡委員の辞任経過を説明しろということが、本会議の冒頭に私に当てられた質疑もあります。それは本会議の中で……

○議長（中川喜一郎君） それはわかっていますけれども……

○21番（御園 豊君） 本会議の最後のその他の中で私が説明させてもらいますということを申し上げて今日に至っているわけですから、まだ本会議中の事案であります。

○議長（中川喜一郎君） 認めます。

どうぞ。

○21番（御園 豊君） それでは、柳井委員の本日の議案冒頭に、私に対して鶴岡委員の経過説明をしろという指名をいただきました。私の知っている限りのことを参考に申し上げたいと思います。なぜ私とその説明を受けるかということは、私もかつて農協の理事をしておりました。そして、今回鶴岡委員の一身の都合でという辞表が出たわけでございますけれども、その経緯、内容について説明しろということでございますが、私もそういう理事というかつての同士がまだ幹部としてやっております。その中で農協としてのひとつのけじめをつけた、つけさせていただくということで、まず冒頭に、農

協幹部から私に対して、大変今回の袖ヶ浦農業委員会で起きた刑事事件、不祥事に対して、それにかかわっていた農協代表者、農協が選出をしておいた鶴岡委員の、それにかかわったということに対して、大変袖ヶ浦農業委員会に迷惑をかけました、というまず陳謝の言葉がございました。そして、今回の辞表に至った経緯でございますが、先月24日、JAきみつの役員会において、鶴岡理事に対して、農業委員会の出来事、経過説明を求めたようでございます。そこでの鶴岡委員の説明は、私は、お金はもらっていません。ただ、ごちそうになっただけですと、ごちそうになっただけで、なぜ農業委員をやめなくてはいけないですかという冒頭に説明があったそうです。そこから農協理事会での理事の皆さんの意見が出ました。いや、それは職務上そういう奉職にあるものが、そういう不始末を犯したこと自体が大きな責任があるということで、結論的に道義的責任、道義的責任と農協、JAきみつとしての、きみつ農協としてのけじめをつけさせてもらったということで、おわびの電話がありました。

その経過については、1月7日に事務局に辞表を持ってこられたのは、恐らく組合長だと思いますが、その内容の経過説明はされたかどうか私は存じませんが、ただ私にはそういった、まず今回の刑事事件にかかわった農協代表として送り出したことに対して、大変袖ヶ浦の農業委員会の皆様に迷惑をかけました。よって、本人に道義的責任をとらせ、農協としてのけじめをつけさせてもらいましたので、皆さんくれぐれもおわびをしておいていただきたいという、そういう役員からの連絡が私にありました。よって、言われたとおり、本日ここで報告をさせていただきました。

それが1つと、きょうの冒頭に中川会長の挨拶にもございましたように、前年度は刑事責任が勃発し、そして今まさにあした第2回の公判が行われるという経過になっているようでございます。その中で、会長の挨拶の中にもございましたように、昨年は不祥事があったわけですが、本年度はそれらのものを払拭して、すっきりした年にしたいというお話がございました。全くそのとおりだと思います。そこで、今刑事裁判が行われているわけですが、まだこの中に、現職の中で、はっきり言えば議員の皆さんもそのごちそうになったということが既に明らかにされているわけでございますが、このことを考えたときに……

○議長（中川喜一郎君） 今の言葉は、委員、直接そういうのはちょっと控えてください。

○21番（御園 豊君） いや、この議事録というか、農業委員会委員の規定の中では、何を申し上げても真実を申し上げることは許されております。よって、この会長のすっきりしたいという言葉信じれば、もう昨年9月に勃発してから既に来月で半年を迎えるわけです。農業委員会としても今任期で、ちょうど来月で1年目であります。よって、これらのことを会長の言葉どおり、いつまでもずるずるやっていると困ります。というのは、結局私が今4期目であります。よって、市民の皆さんから私のうちに何回となく、この問題は早く決着しろと、はっきりとしろと、そして反省をしろと、農業委員会何やっているのだという苦情の電話が私のところへ大分入っております。その中の一つとして、昨年度の全国農業委員会表彰まで受けた、その方々が、その同じメンバーが不祥事を起こしたと、その責任をどう考えているかというおしかりの電話が私のところに殺到しております。オリンピック

例えば金メダルをもらった者も、後に不祥事が起きれば金メダルを返還する、あるいは剥奪させるということが起きているわけですが、これらの問題と同じように、農業委員会……

○議長(中川喜一郎君) 説明途中ですが、メンバーは途中で交代したり、いろいろいるわけですから、そういう説明の仕方はちょっと誤りだと思いますよ。

○21番(御園 豊君) いや、だからそれにまだ最後までなのです。そういうことの全国表彰の件に関しては、ここにおられる新人の方々がほとんどでございます。よって、それに対しては前期の皆さんにそういう市民の声を伝えて、そしてその対処方法を考えていただいたらどうかなということ、皆さんの了承が得られれば、前役員の皆さんにそれを報告し、審議していただきたいということを提案、ひとつはさせていただきたいと思います。

冒頭に申し上げましたように、鶴岡委員の道義的責任、そしてJAのけじめをつけたということでございますので、本年度新規まき直して、農業委員の本題の仕事にかかわりたいと多少思っていることでございます。皆さんもそのようだと思います。よって、今までの前回の裁判の中でも、議員の名前がはっきり言われております。また、今後の問題についても、どう決着するか法廷ではわかりませんけれども、その農協の出した道義的責任、けじめというものを考えれば、議会の皆さんも篤とその点を考慮した中で、一日も早くすっきりとした袖ヶ浦農業委員会の会合に戻していただきたいと心からお願いを申し上げますとともに、鶴岡委員の報告にかえさせていただきます。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) ただいま御園委員からお話ありましたが、今のことで賛同される方はいらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 2人ですね。

○4番(篠原 覚君) 関連意見です。4番、篠原ですが、せんだって会長宛てにも不祥事の再発防止にかかわる意見書というのを出させてもらいましたけれども、取り扱いはどうなっていますでしょうか。

○議長(中川喜一郎君) 現在収束に向けて裁判中でございますので、早い段階で、ここ一、二カ月で、あとはこの件についてのまとめ、それを私含めて何名かの役員で収束に向けたまとめをやらなければいけないと、そう思っています。そのメンバーは、まだ私自分で検討しているところです。

以上でございます。

はい、どうぞ。

○26番(藤井幸光君) 関連の意見ですけれども、きょうはその大問題になりました を午前中見学してきました。思ったことは、まずは昨年騒ぎかけた金と酒にまみれた農業委員会を、これを正しい姿にする、もう一つは、現状は業務を稼働していました。ということは、平成25年度の1月にここで の工事はやってもいいよと、多数決でここで決定して、県も許可して今やっているわけです

ね。一時中断したのですが、これは県のほうは、袖ヶ浦市農業委員会からの答申で許可を下したと、今現状はそのとおりやっているのですが、今きょうここにいる農業委員会のメンバーの皆さんが、この問題を新しい委員の25名で再度否決をして、千葉県に否決だという陳情をするのを、県の農地課は待っているのではないのでしょうか。私はそう思います。ですから、要は袖ヶ浦市農業委員会の私たちが、こういう前回の総会での決着は酒と金にまみれた決着であって、平成26年度のこの決着は清く正しい決着であるから、ひとつ千葉県のほうで認めてくださいという陳情をお願いしたい。

○議長（中川喜一郎君） 藤井委員、推測での話はやめてください。推測での話は終わりにしてください。

○26番（藤井幸光君） 推測ではないよ。ここで決めてもらって、県のほうに陳情していただきたいという意見です。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） その件は、既にこちらで決定して県に進達して、それで決定されているわけですから、再度ということはありません。

○26番（藤井幸光君） ですから、不可能であろうと私は思いますけれども、委員長独自でだめだなんて言わないでくださいよ。全員に諮って。

○議長（中川喜一郎君） いやいや、全員にこれは諮ることではないですよ。

○26番（藤井幸光君） 諮ることでしょう。

○議長（中川喜一郎君） 既にこちらで決めて、決定した案件で県に出して、それが通ったわけですから……

○26番（藤井幸光君） それが、酒と金にまみれた結果が行ったということですよ。ですから、新しいメンバーで、ここに25人いますけど、20人は全然タッチしていないのですよ。その人たちの今の考えを出して……

○議長（中川喜一郎君） ここで、また暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして、続けます。

はい、どうぞ。

○5番（柳井 進君） 5番、柳井ですけれども、今回鶴岡さんがやめた理由というのは、去年の許認可を受ける審査の段階で業者から接待を受けた、その道義的をとってやめたわけですよ。それで、同じ接待を受けた人がこの中にもいるということが裁判で明らかになっているにもかかわらず、それをうやむやで放っておいてずっといくというのはどうかと思いますよ。本来だったら、会長が辞職勧告でもするべきではないかと思えますけれども。あとは、もう一つ、賄賂の件があり、接待を業者が農業委員にやりましたね。それは裁判で明らかになっていますから。そういう不正を行った審査で、

公平さを欠いているにもかかわらず、それで農業委員が許可してしまった。不正なのに、さっき藤井さんが言っていたみたいに、1回やり直しも県のほうに進達してもいいのではないかと思いますけれども。それがすっきりすることだと思うのですけれどもね。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） このお話は、今回初めてではないかと思うのですが、申請に対する応答は完結しております。よって、これを再審査はできませんということで、県のほうから回答をいただいたというのは、過去にもご報告をいたしたと記憶しております。皆さんもお聞きになっているかと思えます。

それと、もう一点、農地転用につきましては、許可権者はあくまでも県でございまして、農業委員会は、許可相当という意見を付して県のほうに進達をしている状況にありますということにつきましても以前にご説明、ご報告、改めてというところで皆さんにお話をしたところかと思えます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） でありますから、かなり私が先ほど言ったことは難しいと思います。要はなぜこれを今言うかということは、小櫃川のきょうの現場のところの前に、約2メートルぐらいの幅の鎗水川という川が流れているのですけれども、その川は小櫃川に注いでいるわけです。その小櫃川の水をとって、我々は飲んでいるわけです。それを飲んでいるのですよ。ですから、県がもうそれは受け付けないよなんと言っても、ああそうでございますかと聞くわけにはいきませんよ。そういう事務局、そんな切り口上で物事を言うのではなくて、やはりそれが市民の生活、命にかかわる問題だから、もう少し真剣に、決まっていることだからやむを得ないけれども、やっぱり新しくもう一度メンバー変わった中で結論を出して、無駄かどうか知りませんが、陳情してみましようよ。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○25番（長谷川重義君） 25番、長谷川です。

先ほどの御園委員の発言、それから柳井委員の発言等の中から、私はこういう場、この場でそういうことを話ししようとは思わなかったのですけれども、議員とかという言葉が出てくると、多分私のことも名前の中に入っているのではないかと推察するわけですが、これは自分で直接聞いたわけではないのでわからないのですけれども、その辺で、まずその場に、去年の8月、9月以降からの新聞報道なんかによると、7月ごろから2月あたりまでの間に五、六回どうのこうのということが書いてありました。そういう場にいたという事実と、どういう状況でどうだったかという中身の真実とは、また違うものがあります。私事で言わせてもらいますと、私は議員です。委員でもあります。ということで、市内の有権者の人たち、いろんな人たちからいろんな誘い、お酒の誘いもあります。お茶もあります、御飯もあります。そういうところでいろんな話聞かせてくれと、誘いがあれば伺います。伺った中で自分の考えを言ったりもするわけです。それが自分の仕事の一つでもあると思ってい

ます。これは、これからも変わらない考え方であります。

そういう中の一つとして、長谷川がそういう場にいたのではないかと、いや公判では検察の調書といわれるものの中におまえの名前が入っていたのではないと言われるかもしれない。だけど、それはいたという事実であって、どういう状況でどうだということは、また別。私は自分のことでそういう状況になれば、当然のことながら、それに対して否定したり、あるいはこうだよこうだよということ言ったりします。しかし、自分のことでそういうことではないから、そういう反論はしないのですけれども、まずそういうことが一つありまして、とにかく我々はそういうところに出ていくのも一つの仕事だと思っています。

そういう中で、行ったらこういう状況だったというときに、自分がどういうふうに対応したらいいか、それを考えながら仕事しています。この場で食事ごちそうになっていいのか、酒ごちそうになっていいのか、そういう判断して、まずいと思えば会費にします。そういうこともやっていきます。そういうようなことで今までも対応してきました。いつがどうだということは言いませんけれども、そういう中で、1月、私が平成24年の11月から農業委員、議会代表で出ています。11月の総会、12月の総会、1月の総会、この1月の総会のときが今言われていることだと思います。この間3回目でしたけれども、それ以前もそれまでも、私はそういう形でのお誘いの中で飲んだりとか何とかということは一切ございません。それだけは、私議会の議会運営委員会の中でも、始まる前に一言言わせてもらったことがあるのですけれども、そういうことありませんよと。それは自分のことですから、わかっています。

そういう中で、自分がどういう場に置かれても、自分なりに議員として恥ずかしくないそういう態度、あるいはそういうやり方、立場をとっていますので、どういうことを皆さん方が想定で言ったり、状況がわからなくて名前が出たからこうだとかと言ったり何かする場面もあるかもしれませんが、私はそういうときにはそれぞれに対応していますので、そういうことを恥じることは一切していないということは、前にも言ったとおり、私そういうつもりで今でもいます。

そういう中で、たまたま3カ月たってからの総会のことですが、あの総会は、私はそういうことは当然現場には行きました。現場へ行って見て、土地の地権者の人たち、あの時期にいた人と話もしたりしました。そういう中で、業者の説明を聞いて、しかも現状あの谷津田の現状も見ました。今は谷津田が見えないのですけれども、調整池のところなんかは、もうイノシシ、きょうもイノシシの足跡いっぱいありましたけれども、あの上でも。イノシシがいっぱいでどうだということもありましたので、これは今のままでは田んぼとして使うとか、そういうことは非常に難しいと。地権者がこういうふうにしたらもっと使いやすくなるとかというようなことであって、しかもそれで収益が上がるということであれば、それは農地法だとか、そういうものに基づいたりしながら、我々が3つ、4つ、5つといういろんな調査、審査するに当たって、原則ありますけれども、そういうのに合致したものだというような考え方で賛成、反対しているわけですから、そういうことがあったから、ではいかにも

誤った判断したのではないかというように思われることは、これまた心外なわけです。

そういうことも含めまして、自分の弁解するつもりではないのですけれども、私は、そういう意味で、これからも皆さんからもそうですけれども、きょう一杯やらないかと、いろんな話聞きたいからと言われれば当然出ていきます。話をして、あとはその中でやっていることに対して、自分なりの判断しておかしいと思えば、それを対応するわけです。そういうことですので、今たまたま個人名を出さなかったのですけれども、この中にいないわけですから、自分のことだということは当然わかりますから、そういうことが検察の公判の中でそういう言葉が出たと、一緒にいたよと、一緒にいたかもしれないと、いつのことかわからないのですけれども、私は自分のことだからわかっていますけれども、だけれども、少なくともその総会のときまでの間にそういうことは一切ないし、当然のことながら、要するにお願いされるというか、請託を受けるというような言葉も使うわけですが、そういうことは一切ないのですよと、そういうことを一応ここで皆さんにわかってもらうということで話します。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） あと先ほど県に再度撤回を求めるという話ありましたが、現在までは当委員会から県に進達して、それが決定事項になっていますので、それをもう一遍やり直すということは現在にはできないと思います。

あと関連で何かございますか。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） 21番、御園です。

県に許認可の撤回を求めるという意見書を出すのはいかがかという今議長のお言葉でございますけれども、農業委員会の活動計画案の中に、悪質事案については県に報告し、県と連携を図り対応すると明記されているのです。ですから、過去もう既に決定をした事案ではございますけれども、今現在刑事事件としてこの問題が取りざたされている今日において、先ほどから柳井委員あるいは藤井委員が申し上げましたように、もちろん私のところにも撤回したらどうだということが、その撤回要請をすることが袖ヶ浦農業委員会が反省をしている一端であるということなのだよと。ですから、県がそれは最終判断はするわけですが、袖ヶ浦農業委員会の現況としては、やはり市民の声を無にすることはできないわけで、当委員会としては、結論は県が出すことになろうかと思いますが、とりあえず袖ヶ浦農業委員会の姿勢の一環として撤回要請をするということを一つの活動の一端ではないかと私は思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 今まで議論してきましたその案件について、撤回と、そういうことになりますと、そのときの委員の判断が間違っていたとなるわけですが、我々はそのときに携わっていないわけですが、今前段申し上げましたように、このことは県のほうが決定されているし、あと我々新しく

就任した同土は、こういうことで何日も何時間も議論しているわけですが、前に研修会やったときにも私申し上げましたように、本来の農業委員であるべき業務、綱紀肅正をみんなにお話ししましたけれども、そういう形でもって、いつまでもこの件で毎月毎月ではなくて、襟を正して本来の進め方、既に2人の方が退任されたわけですけれども、早く落ち着いて審議を修正していきたいなど、そう思っております。

はい。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井。

会長がおっしゃっているとおり、すっきりしたいという、その冒頭の挨拶の中にそういう言葉があったということは、これをやっぱり県が決めたものだから、もう何度やってもだめなのだよとおっしゃっていますけれども、私は四、五年前に〇〇地区の が を処理するのに、国が決めて県が決めて、それから袖ヶ浦市に来て、それでも国も県も判こを押して決まったものでも、3年半かけて突き返しましたよ。そういうことも現実あるのだから、不可能なんてあり得ませんよ、この世の中に。やればできる。やらなければ職場放棄してもしようがない。結論がどうあろうともやったらどうですか、陳情ぐらいいは。市民のためだよ。

○議長（中川喜一郎君） この意見を撤回すると、前委員の判断を否定することになるのですよ。

○26番（藤井幸光君） 要は、そういうお金とか酒で……

○議長（中川喜一郎君） そうではないのです。そのことではなくて、それはもう既に再三皆さんが話をされて、道義責任を負って2人が退任されたわけですが……

○26番（藤井幸光君） 手続自体がお金や酒にまみれて変なふう到手続されたということですよ。それをしっかりつかまえないとだめですよ。

○議長（中川喜一郎君） そういう人たちはもういなくなっているのですよ。

○26番（藤井幸光君） 我々はいますよ。

○議長（中川喜一郎君） あなたは潔白でしょう。

○26番（藤井幸光君） 潔白だからいるのですけどね。要は、新しい人だから、20人みんな新しいのですけれども、市民から見たら農業委員会なのですよ、前任でも今の農業委員でも。ですから、今の私たちの立ち位置で自分の身の潔白をするには陳情するしかないでしょうよ。市民の健康を考えられるのだから、農業委員会はそれぐらいの気持ちにならなければだめですよ、頬かぶりしては。もう県が決めてしまったから知らないやと、それでは通らないですよ。

○議長（中川喜一郎君） 二十数名いる中で、それはそうしたほうがいいという人がいるかもわかりませんが、この件は、現時点では決定されていますので、きょうはこの辺で、この質疑は終了したいと思います。

〔「議長」「それはおかしいな」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） はい。

○18番（川名康夫君） 私ども17年、県に異議申し立てたし、水利の同意を得ていないということで、一部の人間の水利の同意は得てあるわけですが、それは会議で土地改良、それを会議を訴えて同意したものではないということで異議申し立てをします。申し立ては通りました。だから、一旦県が許可しても、異議があれば、異議というか、県がそれはまずいな、おかしいなということがあれば、県もそういう異議申し立てを認めてくれますけれども、受け取った時点が、もう完了した時点、かなり長い間やっています。2年ぐらい。やっと工事が終わって、終わったとたんに、では異議申し立てができる。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○21番（御園 豊君） 21番、御園です。

今この場で議長は締めようとしておりますけれども、私の提案した2つの提案、件について審議していただきたいと思います。再度申し上げますけれども、1つは、議員の接待を受けたその道義的責任、けじめというものをどう考えているのか、それを1つ。いま一つは、昨年、前年度の全国表彰されたその方々の多数がかかわった刑事事件であります。よって、言葉を返すならば、オリンピックと同じように、金メダルをもらっても後で不祥事ができれば返還する、あるいは返還する意思がなければ没収されるわけです。と同じように、この全国表彰については、前任者がいただいたものではございますけれども、この今期の皆さんが採決することではないのですが、前役員にその現況の市民の声を伝えて、前任者たちに協議していただいて、返還するのか、返還しないのかを提案したらいかがかと、この2つをいま一度ご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 2点は言われました。議員の接待に対してのけじめ、これについては、先ほど長谷川委員が弁明されましたように、それには当たらないと、そして全国表彰を撤回、前、それに携わった人たち、せっかくいただいたものですが、それを返納する、撤回する、こういう話だと思いますが、先ほど長谷川さんについては、そういう話です。この全国表彰、せっかくいただいたものを、その不名誉のことに結びつけて撤回するというのは、ちょっと皆さんに、ではお諮りといっても、実際にこれ……

はい。

○21番（御園 豊君） その全国表彰の撤回については前任者に委ねると、審議していただくということとを申し上げるということを皆さんに了解できることとなります。それで、長谷川委員の説明がございましたけれども、今一人議員がおるわけでございます。それは榎本さん、はっきり言って、裁判所でも名前が呼ばれているわけでございますので、あなたの考え方、道義的責任、そしてけじめのつけ方はどのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○25番（長谷川重義君） 今はそういう場なのですか。御園さん、この場というのは。総会の中でそういうことをやるようなそういう場なのかしら。私はたまたま言ってしまったからいけない、だから言

いたくなかったのということでもたまたま言ってしまったのだけれども、そうではないのではないかと。もっと冷静に考えてみれば、農業委員会の総会は何をすところなのかということにいけば、そうではないのではないかと。

それから、先ほどの前回の表彰の関係、私もわからなかった、知らなかったから何とも言えないのです。それについては何とも言えないからあれなのですけれども、ただ昨年1月の総会の際の決定が誤っていたのではないかとというようなことを言われていますけれども、各委員さんたちは、私も含めてそうなのですけれども、そういうことがあった、だからこうしたということではなくて、やっぱり農地法だとか、あるいは農業委員としてどういうこと、地元だとか、地権者だとか、いろんな人たちの、あるいは現状見たり何かしながら自分で判断するわけで、それがあつたら判断したということではないと、私はそう信じていますし、もちろん私は当然そうなのですけれども。だから、その判断が間違っていたかどうかは、それは別として、正しいことばかりやっているわけではないから、間違っているかもしれないけれども、その時点時点での判断としては、自分は農業委員としてこうするべきだという判断の中でやっていますので、それは私一人ではなくて、ほかの委員さんも多分、御園さんだつてそうだったろうし、いた人たちはみんなそうだと思うのですよ。そういう判断でやったと思うので、推量で、いやそうではないのではないかと、あれがあつたからそうなのではないかとかというのは、私はちょっとその辺はおかしいのではないかなという気は思っています。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○26番（藤井幸光君） はっきり言って、報道でも料亭の名前を の でコンパニオンが入って、酒が出たと、もう報道されているのですよ。ですから、そういう報道があつて、袖ヶ浦市農業委員会だと、それに何となく決議した、これはとても信用できませんよ。そういう会合へ、何人か十五、六人行って、飲んで、お金二、三百万もらった人も、 さん、もらっているのですから。

○議長（中川喜一郎君） ちょっと総会の後半、人的な攻撃ばかりしているけれども、本来は、私が再三言うことありませんけれども、やっぱり自分たちが前任者のそういう失敗を教訓として、早く本来の自分の仕事やりましようと言っているのではないですか。今裁判中であるし、それは私も何人か確認しましたけれども、警察には既に3人逮捕されて、今裁判中でございますけれども、それ以外の方は、鶴岡さんも最終的にはごちそうになったという道義的責任で一身上の都合で退任したわけですが、そのことは12月10日だったですか、全員の研修会やったときに本人は話していましたが、いや、警察は、何人いたか、それはおっしゃらなかったですけれども、ごちそうになったのは全然取り上げないと。あとは本人の責任、いろんな役やっていますから、その立場立場で道義的責任で退任されたわけですから、農業委員会の中でそういう規則があつて、ここまでやったらやめなくてはいけないとか、これはもう本人の意識ですよ。それはだから、あつたことに対しては、みんなが肝に銘じてもらって、これから進めていく中で、一人一人がそれをしっかりと見詰めてやっていきたいと、ぜひそういう考え方をお願いしたい。

はい。

○12番(宮嶋十郎君) さっきからいろいろまた何カ月も前に戻ってしまうような話ばかりしているけれども、さっきこっちのほうで、許可を取り消してくれるように再度頼んでくれということ言っていたのですが、例えば袖ヶ浦市から許可をしたものを取り消してくれというのが、県のほうの担当者のほうに行った場合は、今後の袖ヶ浦市からの申請、あれというのは、恐らく今までどおりにすうっと流れない、半年なり1年なり、わざと延ばされてしまいますよ。だから、今許可出したのを取り消すというのは、まず世間では不可能ですよ。それを理解して、今後の仕事もあるだろうし、あれ一旦許可を取り消してくれと申請すれば、通った場合は、今後だから袖ヶ浦から行った申請書というのは、まず担当の係員から担当のその課長から、袖ヶ浦の資料というのはもう見てくれないですよ。そういう人間の考え、心となっているから、あの取り消しという案件はやめたほうがいいと思います。

○議長(中川喜一郎君) はい。

○26番(藤井幸光君) それは、市民が健康に生きるための飲む水の問題があるから、多少許可がなくても、それは命にかかわりないのだけれども、水道の水源を小櫃川を求めていますから、なるべくできるならば、1万分の1でも可能性があるならば陳情書を出してほしいと私は思います。

○議長(中川喜一郎君) はい。

○14番(板倉 保君) ちょっと事務局に聞きたいのですけれども、去年のそのときの総会時で、こうやって総会やって、賛成になったから県のほうに行ったんでしょうけれども、そのときの総会は、委員の皆さんの決議の人数というのは全員賛成ですか、それとも反対者がいたのですか。

○議長(中川喜一郎君) 事務局。

○事務局(森 博君) 手を挙げていただいた方が16名、挙がっていない方が8名。

○議長(中川喜一郎君) はい。

○4番(篠原 覚君) この間不祥事にかかわってお二方の農業委員の方が辞職されているのですよね。これ異常ですよ、異常。ならば早急にこの問題を集中して議論する、さっき会長が言いましたけれども、委員会をなるべく早く設置するというのが、とりあえずの策ではないですかね。今まで出ている意見は、一つ一つは大事ですけれども、僕は今回の不祥事を受けて再発防止策としては、一つ一つは大事ですけれども、1つなのですよ。僕はもっとほかにもあると思うのです。そういう再発防止策の案を全農業委員から早急に集めて、委員会としてまとめて総会に提案するという作業を今年度中にやらないと、ちょっと出おくれしてしまうということですかね。そういう感じがします。僕の地域での会社の社長が逮捕されたのにダンプが動いているよ、これはおかしいのではないかと、こういうものが普通の市民感覚なのです。僕らからすれば、2人も辞職者を出しているにもかかわらず、ぐずぐずとまとめないというのはちょっとどうかなと思うので、僕先ほど言いましたように、意見書も出させてもらいましたけれども、こういうメンバーで委員会をつくったらどうかという案も書かせてもらっていますけれども、ぜひそういう委員会を早急に立てて、今年度内に一定の委員会とし

ての存在を出して諮るべきだろうというふうに思います。

○議長(中川喜一郎君) 確かにおっしゃったことは承知しています。いつまでぐずぐず引き延ばしてもいけませんので、まとめをやっていかないと。

○4番(篠原 覚君) 今年度内ではないと、事件もかなり……

○議長(中川喜一郎君) まだ発表していいかどうかわからないけれども、全員ではなくて、会長、副会長、あとは事務局数名、あとは委員会の代表者一、二名、余り大勢入れてもあれですので、やりたいなとは思っています。まだきょう発表する段階には至っておりません。

○4番(篠原 覚君) ぜひ早急をお願いします。

○26番(藤井幸光君) では、会長、それ発表して決めたらどうですか。

○議長(中川喜一郎君) また相談して。これは、余り年度をまたがるかもわかりませんが、裁判中でございますし、そういう形で絶対これやらないといけないと思うのです。

はい。

○8番(積田雅美君) 8番、積田です。

私は、去年の2月からこの席に座っているのですけれども、以前のことはわかりません。それで、いろんな発言があるのです。酒と金に溺れた農業委員会だとか、鎗水川が汚染されている、それって我々はわからないわけですよ。去年の2月からなった人間は、そういうものだったのかというふうなうわさで聞いているのです。知っているのは後ろに座っている人たちだけでしょう。道義的責任だと言っていますけれども、全員道義的責任があるのではないですか、2年目の人は。たとえ飲まなかった、そういうのをやっているとかやっていないとかというのは、それを知らなかったというのが筋でしょう。知っていたら、ここでその前に救うことがあるからやめたほうがいいですよとか、そういうような意見が出なかったのですか。普通だったら、コンプライアンス上にそういうような問題があるのだというのは、もう2年も3年もやっている、2期、3期やっている人は十分承知しているでしょう。その人たちがそういう発言をしなかったら、誰が言うのですか。そういうことでしょう。

今篠原さんが言ったように、では委員会をつくって、それでどうのこうのしよう。我々は、その内容を全然わからないのです。だから、再発防止策はできるかもしれませんが、その事件に関しては、裁判とかそういうもので明らかになっていく、それを見るしかないと思います。何かおもしろがって混乱させている、この委員会をね。おもしろがって混乱させているという、そういうようなことしか私には感じられないのです。どうでしょう。

○議長(中川喜一郎君) もとに戻しますと、今積田さんおっしゃったように、それも確かにあります。全然知らない人が大半ですから。ただ、だから最終的にはこの一、二カ月で終結に向けたまとめというのですか、そういうものを、これは絶対やらなければいけないと思っています。これは、きょうメンバーをここには発表いたしません、その節にはご協力お願いいたします。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） ということで、本日の会議は以上で終了したいと思います。

午後6時45分 閉会